

袋井市農業委員会総会議事録

1 開会の日及び場所 令和4年5月16日(月) 午後1時30分～午後2時30分
袋井市役所 301会議室

2 議事の構成 農業委員16名

出席委員	2番	木野	浩之	3番	永井	英男
	4番	石黒	正幸	5番	井口	喜裕
	6番	永田	勝美	7番	西村	淳子
	8番	天野	智康	9番	村松	恵美子
	10番	荻原	克夫	11番	鈴木	稔
	12番	加藤	元章	14番	渥美	敦子
	15番	石川	智康	16番	安間	啓一

欠席委員 1番 松田 明久

3 事務局

産業部長	1人
農政課長	1人
参事兼農地利用係統括係長	1人
課長補佐兼農業振興係長	1人
主幹兼農地整備統括係長	1人
農地利用係長	1人
農地利用係主任	1人
農地利用係主事	1人
農業経営指導マネージャー	1人

4 議 事

事務局
(木根) それでは、ただいまから5月の総会に入ります。
ここからの議事につきましては、会長の進行でお願い致します。

会長 それでは、ただいまから5月の総会を開会いたします。
最初に、日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人は、総会会議規則第18条第2項の規定に基づき、「16番 安間啓一 委員」、「2番 木野浩之 委員」を指名いたします。

次に、日程第2、議第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

今回、農地法第3条1番の議案で、天野智康委員が関係する案件となっております。農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められており、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項に

については、その議事に参与することができないことになっておりますので、天野智康委員については、退席していただきます。

＝ 天野智康退席 ＝

事務局から議案 1 番の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(川村)

議第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」。農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定するため、農地法第3条の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

川会 []、田、[] m²

[] から [] への所有権移転になります。

[] さんの貸付地につきましては、山田地内の畑を [] さんが一体的に借り受け、耕作しているものです。

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

会長

質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。
お諮りいたします。

議第20号の1番については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第20号1番については、承認することに決しました。

＝ 天野委員入室 ＝

次に 議第20号1番以外を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局
(川村)

【2】

浅名 []、田、[] m²、ほか2筆、計 [] m²

[] 破産管財人 弁護士 [] から []

[] への所有権移転になります。

【3】

浅名、田、 m^2 、ほか3筆、計 m^2
ほか2名からへの所有権移転になります。

【4】

長溝、田、 m^2
からへの所有権移転になります。

【5】

中新田、田、 m^2 、ほか4筆、計 m^2
からへの所有権移転になります。

以上、計4件、 m^2 でございます。

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

加藤委員

2番の説明をいたします。申請地は浅名で、との農地については、の農地についてはになります。さんは破産管財人がついており、への所有権移転です。この農地は、が耕作しておりますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

3番の説明をいたします。申請地は浅名で、になります。さんほか2名からへの所有権移転です。この農地は、さんが水稻を耕作しております。さんの祖父の代から耕作しているところですので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

事務局
(川村)

4番の説明をいたします。申請地は長溝で、になります。今回、申請地の周辺では、さんという耕作者が水田を耕作しておりますが、さんは購入の意思がないことを確認しております。また、南側の水田をが耕作しておりますので、集約の点でも問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

安間委員

5番の説明をいたします。申請地は中新田です。さんからへの所有権移転になります。従来からが耕作していた場所で今回、所有権移転の申請がございました。特に問題ないと思われま

す。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長

担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第20号については、申請理由を適当と認め、承認することに、ご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第20号については、承認することに決しました。

次に、議第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第21号「農地法第4条の規定による許可申請について」。農地を転用するため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

【1】

久能■■■■■、畑、■■■㎡につきましては、■■■■■が住宅敷地拡張として、転用申請するもので、申請地は、第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【2】

浅名■■■■■、田、■■■㎡につきましては、■■■■■が住宅敷地拡張として、転用申請するもので、申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

以上、計2件、田、■■■㎡、畑、■■■㎡でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、担当農業委員の説明をお願いします。

永井委員 1 番の説明をいたします。申請地は久能で、[]、[]
[]です。申請者の[]さんが、自宅宅地に隣接する農地を転用し、
住宅敷地を拡張するための許可申請です。こちらの案件につきましては、始
末書が提出されております。雨水は、隣接するU字側溝へ流す計画です。北
側と東側の隣地は宅地で、南側と西側の隣地は道路になっております。特に
問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

加藤委員 2 番の説明をいたします。申請地は浅名で、[]で
す。[]さんが住宅敷地にするための許可申請です。昔に田に利用する機械
等の小屋を建てましたが、その後車庫として農地の一部を利用しておりましたので、
始末書が提出されております。雨水等は、北側の側溝へ流します。
汚水については、公共下水道へ排水しております。特に問題ないと思われま
す。
以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長 担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採
決を行います。お諮りいたします。

議第21号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ご
ざいせんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第21号については、承認することに決しました。

次に、議第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と
いたします。

今回、農地法第5条7番の議案で、永井英男委員が関係する案件となっ
ております。農業委員会法のなかで、議事参与の制限が定められており、農業
委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事項に
ついては、その議事に参与することができないことになっておりますので、
永井英男委員については、退席していただきます。

= 永井委員退席 =

事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局
(浜本)

議第22号「農地法第5条の規定による許可申請について」。農地を農地以外のものにするため、農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、下記のとおりありましたので審議を求めます。

【2】

堀越[]、田、[]㎡、ほか1筆、計[]㎡につきましては、[]から[]へ賃貸借により、児童発達支援事業所敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種住居地域に指定されており、第3種農地に該当します。

事務局より2番の説明をいたします。申請地は、堀越で、[]さんから[]への20年間の賃貸借権の設定です。
[]は、保育経営事業を行っており、堀越でも1か所保育園施設を営んでおります。今回、障害をもつ子どもを対象とした施設を建設するため、申請がございました。排水等につきましては、雨水は東側の道路側溝へ流し、汚水については公共下水道に接続していく計画となっております。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

会長

これより質疑に入ります。順次発言を許します。
何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第22号2番については、申請理由を適当と認め、承認することに、ご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。

よって議第22号2番については、承認することに決しました。

＝ 永井委員入室 ＝

次に、議第22号2番以外を議題といたします。
事務局から議案の説明をお願いします。

【1】

豊沢 []、畑、 [] m²、ほか4筆、計 [] m²につきましては、
[] から [] へ所有権移転
を行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地
および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当しま
す。

【3】

山科 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から []
[] へ所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもの
で、申請地は、工業地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【4】

深見 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ所
有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、
10ha以上の集团的農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不
許可となりますが、「にじみだし」の要件に該当します。

【5】

萱間 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ
所有権移転を行い、自己用住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、
第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地
に該当します。

【6】

萱間 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から [] へ
所有権移転を行い、住宅敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、
第1種農地および第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地
に該当します。

【7】

萱間 []、畑、 [] m²につきましては、 [] から []
[] へ所有権移転を行い、太陽光発電施設周辺機器及び
管理施設敷地として転用申請されるもので、申請地は、第1種農地および
第3種農地に該当しない農地であることから、第2種農地に該当します。

【8】

上山梨 []、畑、 [] m²、ほか4筆、計 [] m²につきましては、
[] ほか1名から [] へ所有権移転を
行い、建売住宅敷地として転用申請されるもので、申請地は、第一種中高層
住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地
に該当します。

【9】

下山梨[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、住宅敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、土地改良事業の施行に係る区域内にある農地で、第1種農地に該当し、原則不許可となりますが、「既存施設の1/2以内の拡張」の要件に該当します。

【10】

下山梨[]、畑、[]㎡、ほか1筆、計[]㎡につきましては、[]ほか1名から[]へ所有権移転を行い、住宅敷地拡張として転用申請されるもので、申請地は、第2種低層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【11】

諸井[]、田、[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、宅地進入路として転用申請されるもので、申請地は、第1種中高層住居専用地域に指定されており、第3種農地に該当します。

【12】

諸井[]、畑、[]㎡、ほか5筆、計[]㎡につきましては、[]から[]へ所有権移転を行い、住宅敷地拡張のため転用申請されるもので、申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当します。

以上、計12件、田、[]㎡、畑、[]㎡でございます。

松井委員

1番の説明をいたします。申請地は豊沢で、[]になります。[]さんから[]への所有権移転で、建売住宅とするための許可申請です。排水については、東側に道路側溝があり、敷地内にも側溝を新設する計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

永井委員

3番の説明をいたします。申請地は山科で、[]、[]になります。[]さんから[]ほか1名に所有権移転を行い、自己用住宅敷地にするための許可申請です。周辺は既に住宅地になっております。汚水は合併浄化槽を通じて、南側の道路側溝へ流す計画です。雨水も同じく南側の側溝へ流す計画です。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

井口委員

4番の説明をいたします。申請地は深見で、[]で、[]になります。譲渡人の[]さんから譲受人の[]さんへの自己用住宅建設のための所有権移転にな

ります。第1種農地になりますが、にじみだしの要件に該当します。排水等については、既設の道路側溝もあり、周辺の農地には影響がないと考えられます。特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

天野委員

5番の説明をいたします。申請地は、[REDACTED]になります。排水は西側の道路側溝へ排水いたします。萱間集落内にある農地であり、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

6番の説明をいたします。申請地は萱間で5番の南側になります。すでに住宅敷地の一部として使用しており、始末書が提出されております。排水は西側の道路側溝へ排水いたします。敷地の拡張であり、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

7番の説明をいたします。申請地は、[REDACTED]になります。西側で計画しております[REDACTED]となります。排水につきましては、道路の南側にある側溝へ排水いたします。周辺は宅地及び太陽光発電施設用地となり、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

鈴木稔
委員

8番の説明をいたします。申請地は上山梨で、[REDACTED]です。[REDACTED]さんほか1名から[REDACTED]への所有権移転で、建売住宅敷地にするための許可申請です。現場を確認した際には重機が入っていましたが、重機は撤去してもらい、許可前の着工は止まった状態です。周りも住宅地で、道路側溝もありますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

9番の説明をいたします。申請地は下山梨の[REDACTED]になります。[REDACTED]さんから[REDACTED]さんへの所有権移です。道路の突き当たりが農地になっており、住宅敷地拡張で駐車場にしたいということで、今回申請がございました。家の前で排水等もしっかりありますので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

10番の説明をいたします。申請地は下山梨二丁目で、[REDACTED]になります。[REDACTED]さんから[REDACTED]さんへの所有権移転になります。住宅敷地拡張で駐車場にしたいということで、申請がございました。周りも住宅地で、道路側溝がございましたので、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

加藤委員 11番の説明をいたします。申請地は諸井で、[]になります。
[]さんから[]さんへの所有権移転になります。[]さんは建設業を営んでおり、自宅を作業場にし、申請地を進入路として使用するための許可申請です。特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしくお願いいたします。

木野委員 12番の説明をいたします。申請地は諸井[]で、[]の土地利用承認地です。東京の[]が、4名の地主の方から所有権移転をし、工場や倉庫等を建設するための許可申請になります。すでに周囲は[]や[]の工場があり、排水も調整池を通し区画整理地内を経由して、原野谷川へ排水する計画ですので、特に問題ないと思われます。
以上、ご審議よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございました。
担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。

議第22号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第22号については、承認することに決しました。

次に、議第23号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

〈 事務局説明 〉

事務局 (川村) 議題23号「農用地利用集積計画の決定について」。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画が下記のとおりありましたので、審議を求めます。

利用権各筆明細(一般)新規3年
(令和4年6月1日～令和7年5月31日)令和4年5月17日公告。

【1】

川会、田、 m^2
貸主、借主、水稻、物納、米60kg、他15筆
合計16筆、 m^2 、貸主8人、借主5人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定3年

(令和4年6月1日～令和7年5月31日)令和4年5月17日公告。

【1】

国本、畑、 m^2
貸主、借主、茶、金納、3,000円、他29筆
合計30筆、 m^2 、貸主14人、借主5人でございます。

利用権各筆明細(一般)新規6年

(令和4年6月1日～令和10年5月31日)令和4年5月17日公告。

【1】

宇刈、田、 m^2
貸主、借主、水稻、金納7,000円 他22筆
合計23筆、 m^2 、貸主15人、借主12人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定6年

(令和4年6月1日～令和10年5月31日)令和4年5月17日公告。

【1】

岡崎、田、 m^2
貸主、借主、水稻、金納10,000円、他11筆
合計12筆、 m^2 、貸主7人、借主4人でございます。

利用権各筆明細(一般)新規10年

(令和4年6月1日～令和14年5月31日)令和4年5月17日公告。

【1】

木原、田、 m^2
貸主、借主、水稻、金納、8,000円、他223筆
合計224筆、 m^2 、貸主92人、借主20人でございます。

利用権各筆明細(一般)再設定10年

(令和4年6月1日～令和14年5月31日)令和4年5月17日公告。

【1】

川井、田、 m^2
貸主、借主、水稻、金納、8,000円、他79筆

合計80筆、 m²、貸主37人、借主12人でございます。

利用権各筆明細(中間管理機構)新規10年一括方式
(令和4年6月1日～令和14年5月31日)令和4年5月17日公告。

【1】

春岡 、田、 m²
貸主、 、借主、 、水稻、金納、10,000円、他6筆
合計7筆、 m²、貸主5人、借主5人でございます。

所有権移転各筆明細 令和4年5月17日公告。

【1】

木原 、田、 m²
渡人、 、受人、 、水稻、対価、300,000円、他7筆
合計8筆、 m²、売り手2人、買い手4人でございます。

経営基盤強化促進法における所有権移転の条件は、申請地が農業振興区域の農用地であること、買い手が認定農業者であることとなっております。今回の買い手の皆様の経営面積については、 さんは、袋井西地区を中心に約32ヘクタール、 さんは、浅羽西地区を中心に約8ヘクタール、 さんは、浅羽西地区を中心に約9ヘクタール、 さんは、浅羽南地区を中心に約24ヘクタールとなっております。

令和4年5月17日公告予定の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。今回の利用権設定面積等の合計は、表の一番右下の欄ですが、約48ヘクタールでございます。

全体の補足説明をさせていただきます。

9ページの13番から15番の ですが、この4筆については、本年2月末で利用権が満了となっており、更新が遅れたため、新規扱いとなっております。利用権の満了については、毎回、満了する3か月前に、土地所有者、耕作者それぞれ、満了する旨の通知を送っております。

次に16番ですが、住所が伊豆の国市となっております。 さんは、本年、伊豆の国市から袋井市三川に移住し、農業を営む計画でしたが、計画が遅れ、住所が伊豆の国のままとなっております。移住するまで、実家がある浜松(天竜区)から通作していく予定でございます。

次に14ページ、新規6年の22番の さんですが、平成30年から新規認定農業者となり、太田、延久を中心に、約4ヘクタール(m²)水稻を営んでおります。

次に17ページ新規10年の4番、6番についてですが、2件とも同じ豊住 となっておりますが、1つの筆に畔を設置し、 さんと さ

んの2人で耕作しております。

次に18ページの22番と23番ですが、西同笠にありました[]は、本年4月1日、西同笠から撤退し、[]の建物内に事務所を設置し、業務を行っているため、同所在地となっております。

今回、[]が所有する温室3棟を[]がメロンの試験温室として利用するもので、今回は、一般法人としての扱いになりますので、解除付き利用権となります。

次に18ページ、24番から26番ですが、[]が令和2年度から3年度に実施した産地パワーアップ事業で利用した農地の貸し借りの設定となります。

次に22ページ、68番から203番ですが、国本の[]が本年3月に[]を設立しました。

法人化に向け、昨年から更新予定の利用権を保留し、今回、農地所有適格法人として利用権を設定するものでございます。

今後、終期を向かえる利用権については、順次、法人への移行を行っていく予定でございます。

それでは、[]が農地所有適格法人の要件について説明をいたします。

本日、お配りしました「農地所有適格法人 要件確認」と書かれた表をご覧ください。

今回、農地所有適格法人としての利用権設定についても併せてご審議ください。

次に33ページの218番から224番について、4月の農業委員会で[]から18条解約の報告があった農地は、220番、221番、223番です。

そのほかの218番、219番、222番、224番については、[]が利用権を設定していた農地ですが、本年5月末で期間が満了するため、新規扱いで[]が利用権を設定することになり、18条解約は不要となっております。

今回、[]が利用権設定をする前に耕作していたという状況の報告もございましたので、今後、そのような場合につきましては、事務局で確認ができた段階で指導等を行ってまいります。

以上でございます。

会長

事務局の説明が終わりましたので、ここで4月28日に開催された農用地利用調整会議の結果について、古川委員長から報告をお願いします。

古川委員

4月28日に令和4年度の第1回農用地利用調整会議を行いました。新年度に入り、初めての会議でした。その中で、藤原前副会長が異動のため、副会長が不在となっております。慣例により、袋井統括部長の松家秀敏氏が副会長ということで承認をいただいております。また、農協の関係ですが、浅羽支店に大草浩司氏、浅羽北支店長に杉山賢一氏ということで、議員の変更

もございました。また、本年度から農業委員会事務局で川村さんが会議に出席しております。事務局より補足説明がありましたが、会議の中で議員の皆様には承認をいただいております。利用権設定等については、認めるものということで、よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

会長 それでは、質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。
議第23号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

 ご異議なしと認めます。
 よって議第23号については、承認することに決しました。

 次に、次に議第24号「2020年度最適化活動の目標の設定等」について」を議題といたします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第24号「2022年度最適化活動の目標の設定等について」。「2022年度最適化活動の目標の設定等」について、下記のとおり審議を求めます。

 議案については、別紙（議第24号関係）のとおりでございます。別紙について、説明させていただきます。

 Ⅰ 農業委員会の状況では、農業委員や農地利用最適化推進委員の数、農地等の面積が載っておりますので、ご確認いただければと思います。

 Ⅱ 最適化活動の目標につきましては、農地の集積等の目標を記入させていただいております。令和4年の2月2日付けで国より、農業委員会は毎年、最適化活動の目標の設定・活動の記録、点検・評価の実施、結果の公表・報告等を行う旨の通知がきております。国より全国一律の様式が送られ、それに基づき、記入をしております。目標について、農地利用最適化推進委員等の担当区域ごとの目標は別表に記入と記載がございますが、今回、区域ごとの目標は設定しておらず、袋井市は全域的に、以下の目標で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

 1 最適化活動の成果目標の（1）農地の集積につきましては、管内の農地が3,170haであり、集積率は県が定めた目標と同じ80%を目標として設定しております。3,170haの80%が2,536haで、現状の集積面積が1,614haですので、2,536haから1,614haを引いた922haが10年間で集積する面積となります。

10年間での集積面積のため、10で割った92.2haを今年度の新規集積目標としております。したがって、現状50.9%の集積率ですが、今年度の集積率の目標は、53.8%で設定しております。

続きまして（２）遊休農地の解消につきましては、昨年度夏、委員の皆様にご調査いただきました遊休農地の関係でございます。現状、緑区分の遊休農地面積が62ha、黄色区分の遊休農地面積が30haになっております。緑区分の農地は、草刈り等を行うことでただちに耕作することが可能となる農地であります。黄色区分の農地は、草刈り等ではただちに耕作することができないが、基盤整備事業の実施等、農業利用を図るための整備が必要となる農地であります。緑区分の遊休農地の解消目標面積については、12haと設定しております。

続きまして（３）新規参入の促進につきましては、目標面積は過去３年度の権利移動面積の平均の１割以上を記入することとなっております。袋井市の過去３年度の権利移動面積の平均は164haであり、その１割の16.4haを新規参入者への貸付について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標として設定しております。

２最適化活動の活動目標の（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、１人当たりの活動日数を、週１日の活動として月５日を目標として設定させていただきました。

（２）活動強化月間の設定目標につきましては、例年行っていることではありますが、記載の通り目標として設定しております。

（３）新規参入相談会への参加目標につきましては、年に１回相談会を行ってまいりたいと思っております。東京等で行われている農業参入フェアでマッチングの相談を考えております。

議第24号につきましては、以上でございます。

ご審議よろしく願いいたします。

会長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
順次発言を許します。何かご質問等ございませんか。

〈 質疑応答 〉

古川委員 遊休農地についてですが、山間地と平坦地の遊休農地の割合は現状どのようなようになっておりますでしょうか。

事務局（芝崎） 申し訳ございませんが、現状把握しておりませんので、また確認させていただきます。

石川委員 新規参入についてですが、年間で何名くらい市へ相談に来られますか。

事務局（木根） 新規就農者につきましては、平均で12名ほどになっております。12名の中には、農家さんの後継ぎの方もいらっしゃいますが、農業法人へ就職した方も含んでおります。認定新規就農者等について、市の窓口で相談を受けてお

ります。農家の家計でない方から就農する方も多いと伺っております。

石川委員 クラウンメロンで、1人女性の方がメロンを作りたいというような連絡もありますが、そのような話については市で調整等をしておりますか。

事務局
(木根) クラウンメロン支所へ東京から女性の方が実証実験をやりながら将来袋井市で就農したいというお話はこちらでも伺っております。その他、クラウンメロンを作りたいという方もいらっしゃるという情報をつかんでおります。クラウンメロン支所とつなぐような連絡調整をしております。

会長 袋井市は現状50.9%の集積率ですが、実態は相対で70%の集積率を達成しております。その中で集積率を上げていくというのは、利用権設定等の権利設定を促進していくということでしょうか。

事務局
(芝崎) 実際の集積率が70%を超えているということは事務局の方でも確認しておりますが、正式に利用権設定等を行っているものを集積面積としております。まだ、正式に設定がされていない農地について、農業委員さん、農地利用最適化推進委員と協力しながら事務局で権利設定していくように農業者の方へお話させていただきたいと思います。

会長 その他ございますか。それでは、他に質問もないようですので、質疑を終結し、農業委員による採決を行います。お諮りいたします。
議第24号については、申請理由を適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

〈 異議なしの発言あり 〉

ご異議なしと認めます。
よって議第24号については、承認することに決しました。

ありがとうございました。
以上で、協議事項の日程が終了しました。

議事録署名人